

太 総 務 第 1112 号

平成 30 年 3 月 7 日

太子町行財政審議会

会長 土 井 弘 様

太子町長 服 部 千 秋



「太子町新行政改革大綱(第 6 次)及び同実施計画」について (諮問)

平成 25 年度から取組を進めてきた「太子町新行政改革大綱(第 5 次)」は平成 29 年度で終了となります。自主財源の確保をはじめとした財政基盤の強化、職員定数及び人件費等の適正化、官民協働による開かれた行政運営の推進などの取り組みを着実に進め、一定の成果をあげてきました。

しかし、本町の将来的な財政見通しは非常に厳しい状況が続いていくと予想され、めまぐるしく変化する社会情勢に的確に対応し、適正な行政サービスの提供を維持するため、最少の経費で最大の行政効果を得るスリムで効率的な行政運営の推進を図るとともに、高度化・多様化する住民ニーズに迅速に対応するため、住民サービスに資する事務事業の改善等の取組を推進すべく、「太子町新行政改革大綱(第 6 次)及び同実施計画」を策定したので、貴審議会に諮問いたします。